

改正環境影響評価条例の施行時期について（案）

□ 施行時期については、改正条項に応じて設定。

対象事業の追加 下記以外の手続の追加	条例・規則（*）の公布日（同日を予定）から「3月程度」の期間を設けて施行
計画段階環境配慮書の手続の追加	条例・規則の公布日から「1年程度」の期間を設けて施行（32自治体における平均：225日）

（*）条例で大枠（例：発電所等の建設）を定め、規則で事業の種類・規模等（例：水力発電所・出力15,000kW以上）を規定

1. 公布日から施行日まで一定の期間を設ける理由

制度改正の周知のために一定の期間を置くのが適当であり、技術指針及びマニュアルの改正にも一定の時間を要するため。

2. 対象事業の追加等について施行までの期間を3月程度とする根拠

（1）追加対象となる事業を開始するに当たって必要な許認可等の（行政手続法・条例上の）標準処理期間を確保し、許認可申請できる程度まで「熟度の高まった」事業に対する配慮を行う。

具体的には、標準処理期間の最長である森林法の開発許可に要する「80日」を上回る程度の日数を周知期間とする。

（参考1）土地開発に必要な標準処理期間

土地開発に一般的に必要な手続き		個別事業に必要な手続き	
森林法 § 10 の 2 ・ 開発許可	80 日	電気事業法 § 48 ・ 工事の届出	事業着手 30 日前
農地法 § 4、5 ・ 農転許可	42 日	建築基準法 § 6 ・ 建築確認	
都市計画法 § 29 ・ 開発許可	4 h a 以上 49 日 4 h a 未満 28 日		70 日

（2）当県の過去の事業追加、国や他自治体の事業追加の際の周知期間を参考に、不当な期間となっていないことを確認。

（参考2）事業追加の周知期間の扱い

追加事業	区分	周知期間	周知期間の根拠
風力発電所の建設	長野県	2月	進行中の事業を早期に条例手続に乗せるため
	平均	81日	28道府県・14市（0日～1,038日、近県は下記参照）
	茨城	2日	法の対象事業となったことから、不要と判断
	神奈川	5月	期間についての明確な理由はない
	静岡	6日 (3月)	施行日3月前にパブコメを実施、その期間も周知期間として考慮
	法	10.5月	過去の取扱いを考慮
交付金事業	法	4月	具体的な根拠はない
その他	平均	94日	9県・5市（0日～365日）